

有効期間満了日 令和8年3月31日
熊生企第665号
令和6年8月28日

効果的な広報啓発活動による少年非行防止対策の推進について（通達）

本県における少年非行情勢については、刑法犯少年の検挙・補導人員が令和3年以降3年連続で増加し、令和6年6月末現在においても前年同期比16人増の162人となるなど、憂慮すべき状況にある。また、コロナ禍前後の非行情勢を分析すると、小学生高学年による万引きの増加や中学生による万引き・乗り物盗の増加が顕著となっているなど、小・中学校の児童・生徒による非行の増加が懸念される場所である。

このような中、少年非行防止対策としての広報啓発活動については、「肥後っ子サポート教室の積極的な実施について（通達）」（令和3年3月1日付け熊少第58号）に基づく「肥後っ子サポート教室」を始めとする各種取組を実施しているところであるが、刑法犯少年の増加や非行の低年齢化等の実態を踏まえると、より効果的な広報啓発活動を実施する必要がある。

そこでこの度、広報啓発活動の効果を高める取組として、下記事項に重点を置いた広報啓発活動を推進することとしたので、各警察署にあつては、効果的な広報啓発活動となるよう配意されたい。

記

1 コロナ禍前後（令和元年と令和5年）の非行情勢等の反映

(1) 学職別・年齢別の刑法犯少年の検挙・補導人員については、令和元年では最も多い学職が高校生であったが、令和5年は中学生が最多となり、さらに、

○ 小学生高学年（10～12歳）による万引きの増加

○ 中学生（13～15歳）による万引き・乗り物盗の増加

等が顕著となっていることから、小・中学校の児童・生徒に対する広報啓発を行う際には、万引きや乗り物盗対策を重点的に行うこと。

また、少年非行情勢は日々変化していることから、最新の少年非行情勢の把握に努め、重点についても臨機応変に変更していくこと。

(2) インターネット利用の非行や被害の検挙・補導人員数については、コロナ禍による明確な影響は認められないが、コロナ禍を経て、県内全ての小・中学校に学習用タブレット等のデジタル機器が導入されるなど、児童・生徒にとって、インターネットがより身近な存在となったことで、これまで以上にインターネット関連の事犯、特にSNSに起因する事犯に関与する危険性が高まっている。

このことを踏まえ、児童・生徒へのSNS関連の講話等を行う際には、具体的な事例の紹介のほか、年代に応じた場面設定、課題提供等に基づくロールプレイ方式やグループ討議、映像媒体の活用等、児童・生徒が危険性を十分に理解できるよう創意工夫するとともに、自身や友人、知人がSNSに関する問題等に接した場合の適切な通報窓口、相談窓口についても教示すること。

また、保護者に対しては、福祉犯被害少年のほとんどがフィルタリング未設定

だったことを教示するなどして、保護者による被害防止対策の重要性を啓発すること。

2 児童・生徒の規範意識の向上

- (1) 多発罪種や増加罪種の法定刑等について説明するなど、非行は犯罪であることの認識を持たせること。
- (2) なぜ、犯罪を犯してはならないのか、法令違反等であることのみならず、被害者や家族の心情を踏まえるなど、多様な視点から説明すること。
- (3) 身近な検挙・補導事例の紹介等により、身につまされる指導を行うこと。

3 非行により生じる影響への理解増進

- (1) 非行を犯したことにより生じる自分や周囲への影響について、例えば、家族関係や友人・知人との関係の悪化、後悔や罪悪感による心身への影響のほか、非行が進めば施設や少年院等に收容されることなど具体例を示し、非行を犯すことによる悲惨な将来への影響について理解させること。
- (2) 防犯カメラ等のハード整備等により、万引きの過去10年の平均検挙率は、全国では約70%、県内では約88%に及ぶなど極めて高く、万引きを敢行しても捕まるということを理解させること。
- (3) 非行により家族など周囲の人の信頼をなくすことや、被害者に損害を与えることで、盗んだものの値段以上の弁償を求められる場合もあることなどを理解させること。
- (4) 熊本県学校・警察相互連絡制度を教示し、校則等に基づく処分等がなされる場合があることを理解させること。

4 非行少年の背景を踏まえた講話

多くの非行少年の背景には、保護者による虐待や放任のほか、いじめ等の被害を原因とする自己肯定感の低さが存在する。

そのため、「犯罪を犯してはならない」という規範を説くのみならず、自分自身を大切にすることへの助言のほか、悩み傷つき苦しむ少年が、助けを求めたい時に利用できる相談窓口を確実に教示するなど、非行少年の背景を踏まえた講話内容とすること。

5 保護者に対する情報発信

福祉犯事件を検挙した場合等において、児童・生徒の福祉犯被害を防止する上で必要と認められる場合には、ゆっぴー安心メールの配信による、保護者へのタイムリーな情報発信を行うこと。

ただし、福祉犯事件に関するゆっぴー安心メールの配信作業は生活安全企画課肥後っ子サポートセンター（以下「肥後っ子サポートセンター」という。）において行うので、各警察署においては、情報発信の必要性が認められる事案があれば、同センターに事案の概要等を報告すること。

なお、原則として、情報発信する事案は、被疑者の逮捕に伴う広報連絡をした事案に限るものとし、被害少年が特定されないよう、配信内容、配信対象、配信地域等について十分に吟味するとともに、被害防止のための対策に関する情報発信に重点を置くものとする。

6 その他

講話を行う場合、講師を務める職員は、啓発効果をより向上させるため、常に講話スキルの向上に努めるとともに、肥後っ子サポートセンターと連携し、最新のパワーポイントや配布資料等を活用すること。

また、受講者の率直な感想や意見等を把握し、そのニーズを踏まえた講話内容のブラッシュアップを図ること。